

改定前		改定後	
具体的な取組の柱	主な取組内容	具体的な取組の柱	主な取組内容
事項		事項	
具体的な取組		具体的な取組	
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組			
① 情報伝達、避難計画等に関する事項		改定なし	
1	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築) ・2017年6月から、寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットラインを構築済。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す。	1	改定なし
2	土砂災害警戒情報の見直し 土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。	2	改定なし
3	土砂災害警戒情報の提供(ホットラインの構築) 2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市とホットラインを構築済。	3	改定なし
4	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)【広域】 【多機関連携型タイムラインの作成】 ・寝屋川流域では、同流域協議会 大規模水害タイムライン策定部会にて、2018年夏の試行版完成を目標に作成する。 ・寝屋川流域以外では、協議会において、広域(複数市に跨ぐ流域)の多機関連携型タイムラインを作成する。 【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。	4	改定なし 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。
5	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)【市域】 【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市の行政間で構築した寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のタイムラインを作成済み。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す。 【多機関連携型タイムラインの作成】 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。 【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。	5	改定なし 【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
6	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)【コミュニティ】 【タイムラインの作成】 水害リスクの高い地域(コミュニティ)単位でのタイムラインの検討、作成を行う。 【タイムラインの活用】 地域(コミュニティ)単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。	6	改定なし 【タイムラインの作成】 地域(コミュニティ)単位でのタイムラインの検討、作成を行う。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
7	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(土砂災害タイムライン)【市域】 【避難勧告型タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市においてタイムラインを作成済み。 【多機関連携型タイムラインの作成】 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。 【タイムラインの活用】 土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。	7	改定なし 【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した土砂災害対応タイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
8	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(土砂災害対応タイムライン)【コミュニティ】 【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域や土砂災害警戒危険区域に含まれる地域(コミュニティ)単位でのタイムラインの検討、作成を行う。 【タイムラインの活用】 地域(コミュニティ)単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。	8	改定なし 【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に含まれている地域(コミュニティ)単位でのタイムラインを作成する。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
9	水害危険性の周知促進 【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する。	9	改定なし
10	ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供 【情報提供の拡大】 ・防災情報メール(登録した希望者へのプッシュ型メール配信)の情報提供河川を拡大する。 ・防災情報メールの情報提供内容を充実する。 ・スマートフォン版のサイトを作成する(洪水情報、土砂災害情報)。 ・2021年度までに水位、雨量情報をリアルタイム化する(水防災情報システムの更新)。 ・きめ細やかな土砂災害情報を提供する(土砂災害情報システムの更新)。	10	ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供 避難計画作成の支援ツールの充実 【情報提供の拡大】 ・防災情報メール(登録した希望者へのプッシュ型メール配信)の情報提供河川を拡大する。 ・防災情報メールの情報提供内容を充実する。 ・スマートフォン版のサイトを作成する(洪水情報、土砂災害情報)。 ・2021年度までに水位、雨量情報をリアルタイム化する(水防災情報システムの更新)。 ・きめ細やかな土砂災害情報を提供する(土砂災害情報システムの更新)。 ・防災情報の用語や表現内容の見直し(国)。 ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)に反映する。
		11	防災施設の機能に関する情報提供の充実 追加 ダムや堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施する。

改定前		改定後	
具体的な取組の柱	主な取組内容	具体的な取組の柱	主な取組内容
事項		事項	
具体的な取組		具体的な取組	
11 隣接市における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。	12 改定なし	改定なし
12 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施(水害・土砂災害)	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。	13 改定なし	改定なし
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		改定なし	
13 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	・2020年度までに寝屋川、恩智川、古川、船橋川、穂谷川、天野川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。 ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う。	14 浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等(洪水)	改定なし
14 基礎調査の実施と公表、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	・基礎調査1巡目が完了し、2017年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。 ・調査は概ね5年に1度実施する。	15 改定なし	改定なし
15 水害ハザードマップの作成(更新)、周知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成(更新)と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合は、その区域に位置する市は、速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知する。 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成・周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」を周知する。 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。 ・市は浸水実績をハザードマップに反映させる。 ・市において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。	16 水害ハザードマップの作成(更新)、周知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	改定なし
16 浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市において速やかに住民等に周知する。	17 改定なし	改定なし
17 水害記録の整理	過去の水害記録(アーカイブ)を整理し、ホームページ等で公表する。	18 改定なし	改定なし
18 防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組を強化する。 ・出前講座などによる防災教育を推進する。	19 災害リスクの現地表示 追加	<p>まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討する。</p> <p>20 改定なし</p> <p>・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組を強化する。 ・市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育を実施する。 ・出前講座などによる防災教育を推進する。</p>
19 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施する。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認する。	21 共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成 追加	<p>・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整する。 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ協議会等に関する情報共有を実施する。 ・地域包括する。 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有する。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有する。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を行う。</p>
20 システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成する。	22 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成 追加	・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有する。
21 地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する(市単位・地区単位)。	23 洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	改定なし
		24 改定なし	改定なし
		25 改定なし	改定なし

改定前		改定後	
具体的な取組の柱	主な取組内容	具体的な取組の柱	主な取組内容
事項		事項	
具体的な取組		具体的な取組	
		26 応急的な避難場所の確保 追加	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討、整備
(2) 被害軽減の取組		(2) 被害軽減の取組	
① 水防体制の強化に関する事項		改定なし	
22 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新委託を伴う重要水防箇所の見直しを行う。 ・河川管理者と関係者による河川巡視点検を実施する。	27	改定なし
23 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	協議会の場等を活用して、水防団員(消防団員)の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。	28	改定なし
24 水防訓練の充実	大阪府地域防災総合演習などで、多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容を検討し、実施する。	29 水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	改定なし
25 水防団(消防団)間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間(消防団)の連携を図る。	30 水防関係者間での連携、協力に関する検討	改定なし
② 市庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項	
26 市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施する。 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制を検討する。	31	改定なし
27 市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・市庁舎の機能確保を実施する。	32	改定なし
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組	
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		改定なし	
28 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施する。 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成を行う。 ・排水計画を実施する。	33 排水施設、排水資機材の運用方法の改善	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施する。 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成を行う。 ・排水計画を実施する。
29 浸水被害軽減地区の指定	・想定最大規模の浸水想定図のデータを市に提供する。 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供する。 ・市は浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。 ・他事例を情報収集し、共有する。	34	改定なし
30 流域全体での取組み	・既存ストック(調節池等)を活用した治水対策の推進 ・ため池の治水活用の推進	35	改定なし
(4) 河川管理施設の整備等に関する事項		改定なし	
河川管理施設の整備等に関する事項		改定なし	
31 堤防等河川管理施設の整備・維持管理(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する。 ・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度から、対策箇所の重点化を図り整備を進める。 ・河川特性マップを周知、共有する。 ・河川特性マップを踏まえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容を共有する。	36	改定なし
32 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	・現行整備内容(余裕高部、パラペット、天端部の補強等)を協議会で共有する。 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討する。	37 本川と支川の合流部等の対策 多数の家屋や重要施設等の保全対策 流木や土砂の影響への対策 土砂・洪水氾濫への対策 避難路、避難場所の安全対策の強化 追加	【2018年の緊急点検 河川砂防】 ・堤防強化対策等を整備 ・樹木、堆積土砂等の撤去(天野川、権現川、江蟬川、寝屋川など) ・土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 ・人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備 ・円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備
33 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・計画等に基づき、府管理の樋門、水門等の改修を推進する。 ・計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する。 ・確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制を検討する。	38	改定なし
34 施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。	39 重要インフラの機能確保 追加	【下水道】 ・下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援
		40	改定なし
		41	改定なし

改定前		改定後	
具体的な取組の柱	主な取組内容	具体的な取組の柱	主な取組内容
事項		事項	
具体的な取組		具体的な取組	
(5) 減災・防災に関する国の支援		改定なし	
減災・防災に関する国の支援		改定なし	
35	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援 交付対象事業を周知する。	42	改定なし
36	適切な土地利用の促進 ・リスク表示図の公表を実施する。 ・関係機関(市開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など)へ水害リスクを周知する。 ・開発申請者などへリスクを周知する。	43	改定なし
37	災害時及び災害復旧に対する支援 ・災害復旧事業にかかる市支援として研修やマニュアルの充実を図る。 ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」を更新する。	44	改定なし
38	災害情報の地方公共団体との共有体制強化 統合災害情報システム(Dimaps)の利用促進に向けた国との調整を図る。	45	改定なし
39	補助制度の活用 ・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金(住宅・建築物安全ストック形成事業など)の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。	46	改定なし